



◆排ガス中の水銀濃度分析

【大気汚染防止法の改正について】

水銀に関する水俣条約の採択を受け、「大気汚染防止法の一部を改正する法律」が公布され、平成30年4月1日施行されました。

(1) 大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令

- ①水銀排出施設の種類及び規模、排出基準を定めた
- ②水銀排出施設の届出等に係る様式を定めた
- ③水銀濃度の測定頻度や測定結果の取り扱いを定めた

(2) 排出ガス中の水銀測定方法を定める告示

大気汚染防止法施行規則第16条の12の規定に基づき、排出ガス中の水銀測定方法を定めた

【水銀及び水銀化合物の大気への排出に係る特定可能な発生源】

石炭火力発電

産業用石炭燃焼ボイラー

非鉄金属(銅、鉛、亜鉛及び工業金)製造に用いられる精錬及び焙焼工程

産業廃棄物焼却炉

セメントクリンカーの製造設備

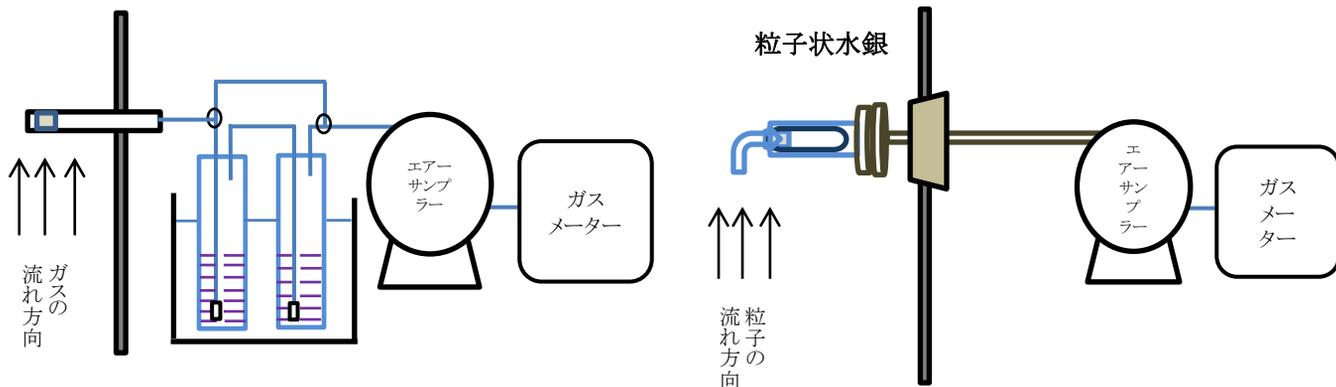
【排出ガス中の水銀濃度の測定】

測定対象が全水銀(ガス状水銀及び粒子状水銀)となり、試料採取方法及び分析方法が変更となりました。

ガス状水銀: JIS K 0222を基本とし、液体捕集による採取。

粒子状水銀: JIS Z 8808に準拠し、フィルターに粒子状水銀を含むばいじんを等速吸引により捕集。

分析方法: 湿式酸分解法-還元気化-原子吸光法又は加熱気化-原子吸光法を用いる



株式会社MCエバテック

分析事業部 営業部 ☎ : 06-6416-5200 FAX: 06-6416-5311

